

野洲市余熱利用施設整備運営事業 指定管理に関する年度協定書（案）

野洲市（以下「市」という。）と【●●●●】（以下「事業者」という。）は、市と事業者が平成30年●月●日付で締結した「野洲市余熱利用施設整備運営事業 事業契約書」（以下「事業契約」という。）に基づき、次の条項により野洲市余熱利用施設整備運営事業指定管理に関する年度協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

なお、本契約において使用される用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、事業契約で定義された意味を有するものとする。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、野洲市余熱利用施設の維持管理及び運営業務（以下「本業務」という。）の各年度の業務内容及び業務の対価として支払われるサービスの対価を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 平成●年度の年度協定の期間は、平成●年4月1日から平成●年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 平成●年度の業務内容は、別紙の事業計画書に記載のとおりとする。

（サービスの対価）

第4条 平成●年度の本業務の実施に係るサービスの対価は、金【●●●●】円（消費税等相当額を含む。）とし、年4回（5月、8月、11月及び2月）に分けて支払うものとする。

（本施設の休館日及び開館時間）

第5条 平成●年度の本施設の休館日及び開館時間は、別表第1のとおりとする。

（本施設の利用料）

第6条 平成●年度の本施設の利用料は、別表第2のとおりとする。

（本施設の使用料）

第7条 本施設に係る建物及び土地の使用料は、無償とする。

（疑義等の決定）

第8条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には事業契約によるものとする。事業契約にも定めのない事項については、市と事業者の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市及び事業者記名押印の上、各々1部を保有する。

平成●年●月●日

(市)

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市長 山 仲 善 彰 印

(事業者)

(住所)

(事業者名)

(代表者名) 印

別表第1 本施設の休館日及び開館時間（第5条関係）

施設名		休館日	開館時間
余熱利用施設	温水プール		
	温浴施設		
	特産物販売施設		
	●●施設（提案施設）		

別表第2 本施設の利用料（第6条関係）

施設名		単位	利用料
余熱利用施設	温水プール		
	温浴施設		
	特産物販売施設		
	●●施設（提案施設）		